

若 桜 町 長 矢 部 康 樹 様
若桜町議会議長 川 上 守 様

若桜町監査委員 藤 原 重 明

若桜町監査委員 山 本 安 雄

定期監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、下記のとおり提出します。

記

- 1 監査の実施日 平成 30 年 7 月 24 日 (火)
- 2 実施場所 役場 3 階 全員協議室
- 3 監査の方法と
範囲 にぎわい創出課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
 - 商工業について
 - その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
 - (1) 法人・個人の町内事業所の実態について、生産額や雇用人数等ほどの程度か。
 - (2) 商工業の現状分析と将来予測について、どのように考えているか。
 - (3) 町として、地域の魅力発信はどのように行われているか。
 - (4) 新しい資源開発や支援はどのような状況であるか。
- 5 監査の結果
 - (1) 町内事業所の実態について、資料を基に説明を受けた。特に指摘事項なし。
 - (2) 商工業関係では、施策を実施する上で人材が不足していると思われる。現状を認識するなかで、集中と選択による町の方向性を見極める必要があると考える。
 - (3) (3) (4) については、特に指摘事項なし。
 - (4) その他、所管に関することは、特に指摘事項なし。
 - (5) ホームページのセキュリティ対策についてふるさと創生課に、また、住民税の課税点検について税務課に確認したところ、注意して対応されていることが見て取れました。

以上